エイサーまつり出店に関する同意書

FAX 番号

098-963-4899

私、 は、うるま市エイサーまつりにおいて、下記の出店留意事項に反する行為を行った場合、一切の営業を停止、次回以降のまつり出店に関し、うるま市エイサーまつり実行委員会から拒否されても異議申し立てはいたしません。

# ＜出店留意事項＞

1. 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出店を認めない。
2. 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
3. 指定された場所以外で営業してはならない。
4. 不当な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を必ず表示すること。
5. 店舗前の見やすい場所に必ず商号を表示すること。
6. 取扱商品はできる限り地場産品とする。また酒類についてはオリオンビール、泰石酒造、崎山

酒造廠、神村酒造、新里酒造の利用を優先し市内事業者の活用につとめること。

1. 実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。許可証なきものの営業は一切認めない。
2. カセットコンロ及び木炭の持ち込みは禁止する（予備としての持ち込みも禁止する）。
3. 発電機及び燃料の持ち込みは禁止する。電気を必要とする場合は、株式会社 KEILINER に申し込むこと。
4. 出店業者は、必ず消火器を準備すること。
5. 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、まつり当日は保健所並びに衛生

指導員の指示に従うこと。万一食中毒等があった場合、出店業者は自らの責任でもって適切な対

応をすること。

* 1. 飲食物を取り扱う業者は生産物販売責任保険(ＰＬ保険)又は食品営業賠償共済保険に必ず加入すること。(写しを提出すること)
  2. 物販・ゲーム、遊具を扱う業者は施設賠償責任保険に必ず加入すること。(写しを提出すること)
  3. 未成年者への酒（ｱﾙｺｰﾙ）類の販売を禁止する。また、自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒（ｱﾙｺｰﾙ）類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。万一販売を行っているの

が発見（発覚）した場合、次回からの出店を認めない。

* 1. 物販・ゲーム等の出店において、他者に危害を与えるおそれのあるもの(ｴｱｶﾞﾝ・ﾚｰｻﾞｰﾎﾟｲﾝﾀｰ 等)、及び会場を汚損するおそれのあるもの（ﾊﾟｰﾃｨｽﾌﾟﾚｰ等）について商品及び景品として取扱うことや、現金を商品及び景品として取り扱うことを禁止する。
  2. 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこととし、万一損害を被った場合でも実行委員会は一切責任を負わない。
  3. 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前もって届出その承認を得ること。
  4. まつり期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を実行委員会に連絡すること。連絡なき者は次回より出店を認めない。
  5. 店舗周辺の清掃は随時行うこと。
  6. うるま市指定ゴミ袋については、出店業者で必要分をあらかじめ準備し持参すること。

※事務局では販売は行わないものとする。

* 1. 花火打上げの際(20 時 40 分)には、観客及び作業の安全が確保できる範囲内で(60ｗ～100ｗ電球 5 個まで)店舗の照明をおとし、花火終了後は速やかに閉店準備を行うこと。※花火終了後も電球は 5 個までとする。

（22）まつり日程終了後、出店場所・出店周辺の清掃作業を行い原状回復すること。(23)移動パーラーでの販売は禁止（場内・場外問わず）とする。

(24)暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てないこと。(25)次の営業時間を厳守すること ●開店時間：午後 3 時 ●閉店時間：午後 9 時

・営業時間は、両日とも午後 9 時までとする。

午後 9 時以降は定められた範囲内(60ｗ～100ｗ電球 5 個まで)で店舗の照明を落とし速やかに閉店準備を行うこと。

・発電機の電源は午後 10 時に落とすこととする。電源を落とした後の金銭管理及びパソコン等の機材管理は十分に行うことし、万一紛失、故障等があった場合でも主催者及び株式会社 KEILINER は一切責任を負わない。

1. 閉店時間以降の物品等の販売を禁止する。販売を行っているのが発見(発覚)した場合、次回からの出店を認めない。
2. 出店業者の駐車場については、実行委員会が指定する駐車場を利用すること。指定外の会場内及び会場周辺への駐車を禁止する。
3. 設営は 9月 16 日(土)の午後 2 時までに完了すること。
4. 来場者の安全確保を目的として、まつり当日の午後 2 時から午後 10 時までの時間帯は、搬入・搬出のための祭り会場への車両の乗り入れを禁止する。
5. まつり終了後の撤去及び原状回復については、まつり翌日 (月)の午前中までに完了すること。
6. 出店業者は各自でゴミ袋等を設置し、分別表を確認のうえゴミを分別し、処分すること。(32)実行委員会が定める方法に基づかない場合又はエコステーション設置の時間内(午後 2 時から

午後 9 時 30 分まで)にゴミを持ち込めない場合は、各自でゴミを持ち帰り処分すること。

(33)まつりが中止または延期されたことにより出店業者が被った損害については、実行委員会は

一切責任を負わない。

(34)会場となっている陸上競技場のフィールド内(芝生内)への車両の乗り入れ、及びフィールドを損傷させる行為は厳禁とする。これに従わずフィールド及びフィールドの芝生を損傷させた場合には、実行委員会は当該損害の賠償を請求する。

**上記出店留意事項に同意し、それを証するため署名押印します。令和５年 月 日**

# 事業所名

**代表者氏名** ㊞

# 連絡先番号(携帯番号)